

環境 第266号-3-(1)

平成27年7月28日

合同会社四日市ソーラー

代表社員 株式会社レノバ

職務執行者 小林 秀光 様

四日市市長 田中 俊行

四日市ソーラー事業（仮称）に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について

平成27年3月18日に提出のあった四日市ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書について、三重県環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく環境の保全の見地から意見を述べる。

四日市市の森林面積は、平成7年から22年までの15年間で約19%減少しており、その後も市内の森林面積は減少し続けている。今回、四日市ソーラー事業（仮称）を実施することにより、さらに森林面積が減少することとなる。また、市内の多くの森林が道路などで寸断されている。そういった中、市内でも、当該開発区域を含む桜地区及び隣の川島地区は、豊かな自然が残る数少ない地区となっており、当該事業計画により、市内の森林面積が減少することは避けられないが、樹種の選定などにより、森林の質を向上させることは可能であると考えられる。今回の事業が、大規模ソーラー事業における、里山保全活動のモデル事業となることを大いに期待している。

なお、個別的事項については、別紙のとおりである。

## 別紙

### 1 大気質

工事の際は、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事車両や重機の稼働による影響を十分に考慮すること。また、当該事業地周辺の夏季及び冬季の主風向を考慮し、大気環境への影響評価をシミュレーションにより実施すること。

### 2 騒音、振動、低周波空気振動

低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機による騒音、振動、低周波空気振動の影響を予測し配慮すること。

### 3 悪臭

調整池、沈砂池等において、水底を掘り起こす等の作業を行う場合は、悪臭に配慮すること。

### 4 水質、水底の底質、地下水の水質及び水位、地形・地質、地盤、土壌

- (1) 事業実施区域の地層が斜面の傾斜と一致していない可能性があるため、水質については、足見川の当該事業実施区域下流（東名阪自動車道付近から小山町付近までの区間における適切な位置）でも調査を行うことが望ましいと考えられる。地下水の流動予測を行うことにより、現に予定している調査地点のみで問題ないことを確認するか、調査地点を追加することにより、調査漏れとなるリスクを担保する等の対応を取ること。
- (2) 地形を変更する際、表土を一度保存し、元に戻すような対策を検討すること。
- (3) 溪流沿いの湿性植物等への影響を考慮し、土壌の移動による谷筋の地質に変化が生じないように配慮すること。

### 5 陸生動物

- (1) 事業実施区域にはヤマアカガエルが生息している可能性があるが、調査対象に挙がっていない。水田と森を行き来している生き物なので配慮すること。
- (2) ブチサンショウウオ等の貴重な生き物だけでなく、カスミサンショウウオなどの生き物がこれまでどおり暮らしていけるように配慮する必要がある。普通種が新規に絶滅危惧種になることがないように、当該事業計画を実施する際には、十分に配慮すること。
- (3) ヒメボタルは陸生のホタルであり、藪の中で生息しているうえに、明滅(めいめつ)時間が深夜となる場合もあるため、事業計画区域では生息が確認されていないだけで、存在する可能性がある。このような生物が、調査項目から漏れることのないよう、十分に配慮すること。

- (4) ミゾゴイは5月頃に一時期だけ繁殖にやってくるため、当該事業地に生息している可能性がある。万一、ミゾゴイが生息しているのであれば、当該事業計画が実施されたとしても、生息し続けられるよう、環境を整備するという考え方が必要である。ミゾゴイだけでなく、サシバのようなタカ科などの猛禽類についても、初めから生息していないと決めてしまうと調査対象から漏れてしまうので、地域の人に聞き取り調査を行い、対象に加えるべきか否を確認すること。
- (5) 野鳥の営巣時期の工事には十分に配慮すること。

## 6 陸生植物

- (1) 市の指定天然記念物であるシデコブシの小規模群落が、当該事業の開発区域付近に自生しており、自生場所には浸出水による湿地があるため、これが保持されている。当該事業により浸出水が枯渇し、シデコブシが枯れることの無い様、事前に調査を行うこと。
- (2) 植生の遷移を考慮し、タブの木、カシ、シイなどの常緑樹を維持するように検討すること。
- (3) コナラ群落等の広葉樹はできる限り残置すること。ただし、コナラの老木は伐採したうえで、萌芽更新を行うこと。
- (4) パネル設置後の地表は裸地のままとのことであるが、在来種による緑化を行うこと。

## 7 水生生物

事業実施区域内において、水生生物の調査地点を設けること。

## 8 生態系

- (1) 調査区域における特定外来生物を把握し、把握された場合は、直ちに駆除すること。
- (2) 開発区域における生き物の往来を考慮して、残置森林の帯の配置を工夫することや、生態系を保持するため、残置森林内の竹林を除去すること等を検討する事により、森林の質を向上させるよう配慮すること。

## 9 景観

- (1) 事業予定地は北向きの斜面となっており、かつ、北側の集落及び水田からの景観は、眺望景観というより囲繞景観(※)に当たると考えられるため、北側の眺望点の追加や、囲繞景観としての評価をすべきである。

※囲繞（いによう）景観：住民の身の回りの景観

(2) フォトモンタージュで景観予想をする場合、太陽光パネルだけでなく、調整池、法面、電力調整器（パワーコンディショナー）、昇圧変電設備及び送電設備なども含めて予想すべきである。

## 10 廃棄物

伐採により発生した木の有効利用について検討すること。

## 11 温室効果ガス等

自然エネルギーである太陽光発電設備には、CO<sub>2</sub>の排出量削減効果があると考えられるものの、森林の伐採によりCO<sub>2</sub>を吸収、固定する効果も低下すると考えられる。本事業における、CO<sub>2</sub>排出量について、森林の伐採による影響を加味し、定量的に検討すること。

## 12 その他

- (1) レッドデータブックに掲載されている植物等が発見された場合は、保全するように適切な対応をとること。
- (2) 調整池及び沈砂池が生き物の生息空間にもなるよう工夫すること。
- (3) 調整池は、三重県の基準に従って設計を行ったとのことであるが、大雨の時でも調整池が十分な容量を確保しているか、その根拠を明確にすること。また、造成工事中の仮設の沈砂池についても、十分な容量を確保するとともに、その根拠を明確にすること。